

町民参加条例骨子について

第2回会議で示した項目	地区懇談会の意見	基本的項目
1 基本項目 目的 用語の定義 基本理念・原則	■大口町の独自性を考えて作成してほしい（大口らしさ） ■理念と約束事、課題解決のための具体的な方法、責務を謳ってほしい	●基本理念 ●大口町の独自性 ●用語の定義の明確化
2 住民参加に関する規定 住民参加の対象 時期 方法 意見・結果の取り扱い	■子供、中高生・女性など幅広く声を拾うべき ■参加を強制しないでほしい	●住民（年齢・性別で区別や差別をしない） ●参加不参加で差別しない
3 役割・責務 住民・町長・行政・職員・議会 市民活動団体	■行政の自立のための行動指針みたいなもの ■住民の意見はきちんと聞き答えるという覚悟も入れる	●行政参加
4 参加の制度 審議会等への参加・公募等 意向調査、公聴 提言提案制度・意見提出 パブリックコメント 住民投票制度	■事業計画や重要なことは決める前に公にしてください ■何回も懇談会を実施してほしい	
5 情報の共有等 会議・審議会等の公開 会議録・議事録の作成 情報の公開、提供、共有	■町民の提案・意見をアップトゥデートで町民に知らせるべき	●情報公開 （行政情報・住民情報）
6 協働 住民との協働 まちづくり活動の支援 ボランティア活動の推進	■自主的な活動の妨げにならない ■自主的な活動を制限しない支援策を	●協働の推進 ●活動の支援
7 その他 住民参加推進会議 自治会活動への参加 事業の評価 条例の位置づけ・見直し	■コミュニティや自治活動と行政との協働はまだまだ ■地区ごとに特徴、雰囲気があるが、他地区のことを知ること ■各地区が工夫しながら行っている活動を水平展開へ ■地区の課題を応援できるように	●地域コミュニティの活性化